

広島県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和五年二月十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一号	廿日市市串戸一丁目五〇三六番一地从先から廿日市市串戸一丁目四八七九番一地从先まで	令和五年二月二日